

国家公務員制度担当大臣と公務員労働組合連絡会とのやりとり（概要）

日 時 令和4年3月23日（水）10:30 ～ 10:40
場 所 合同庁舎8号館 共用会議室
出席者 先方）武藤議長 外6名
当方）二之湯国家公務員制度担当大臣 外2名
案 件 春闘期要求書に対する最終回答

公務員連絡会

2月22日に二之湯大臣に要求書を提出し、事務当局と交渉・協議を積み重ねてきた。本日は、この間の交渉経過を踏まえ、大臣から春の段階の最終回答をいただきたい。

国家公務員制度担当大臣

2月22日に提出された要求書に対して回答する。

令和4年度の給与については、人事院勧告を踏まえ、国政全般の観点から検討を行い、方針を決定したいと考えている。その際には、皆様とも十分に意見交換を行いたいと考える。

非常勤職員については、引き続き、適正な処遇が確保されるよう、関係機関とも連携して、必要な取組を進めてまいりたいと考えている。

長時間労働の是正については、各府省における勤務時間の状況の客観的把握や、既存業務の廃止・効率化をはじめとした働き方改革をしっかりと進めてまいりたい。

自律的労使関係制度については、多岐にわたる課題があることから、皆様と誠実に意見交換しつつ、慎重に検討してまいりたいと考えている。

最後になるが、今後とも職員団体とは誠意を持った話し合いによる一層の意思疎通に努めてまいりたい。

私からの回答は以上である。

公務員連絡会

今の回答を踏まえ、4点について要請する。

第一に、職員は、新型コロナウイルス感染症対策という国民生活における喫緊かつ最重要な課題や、今月11日で東日本大震災から11年が経過したが、頻発する自然災害への対応など、各職場において奮闘を続けている。二之湯大臣におかれては、職員の処遇改善が、良質な公務公共サービスの提供につながるとの認識の下、引き続きご奮闘いただきたい。

第二に、人事院勧告に関する取扱いについて。現在国会で給与法が審議されているが、大臣が国会でも答弁されているとおり、改めて人事院勧告制度を尊重することを基本に、昨年の人事院勧告の取扱いが極めて異例で例外的な措置であるとの認識を持った上で、成立に向けてご努力いただくことをお願いする。

第三に、非常勤職員の処遇改善について。人事院とも連携し、非常勤職員のさらなる処遇改善を図っていただくようよろしくお願いします。

第四に、超過勤務の縮減を含む働き方改革の推進について。人材の確保を念頭に、魅力ある職場づくりと、職員が情熱をもって職務に従事できる職場環境をつくるため、超

過勤務手当の全額支給はもとより、長時間労働の是正を図っていただきたい。引き続き、我々も現場から取組を強化していくので、二之湯大臣におかれては、必要な定員と予算の確保など、積極的に対応いただくようお願いしたい。

最後に、春季の最終回答において、大臣からは、引き続き、労使関係に基づいて、公務員連絡会と誠意をもって話し合っていくとの決意が示されたことを確認し、本日の回答は、春の段階の政府からの最終回答として受け止め、組織に持ち帰って確認したい。

本日は、ありがとうございました。

－ 以 上 －

文責：内閣官房内閣人事局（先方の発言については未確認）